

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	市税収納事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、市税徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税収納事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、個人住民税に関する事務。 1. 市税収納に関する事務。 2. 市税滞納に関する事務。 3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4. 市税収納台帳の検索及び印刷。
③システムの名称	1. 市税収納システム 2. 滞納管理支援システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市税等の口座振替業務 市税等収納データベースファイル 滞納管理支援システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	庄原市 市民部 税務収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市市民部税務収納課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市市民部税務収納課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1511

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、リスクへの対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、保存年限経過後、適切に廃棄している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ-1	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成28年4月1日	Ⅱ-2	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価に伴う記載の修正
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	①総務部 債権収納課	①総務部 収納課	事後	組織の名称変更に伴う
平成31年1月31日	Ⅱ-1	平成29年3月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	評価書の提出に伴う
平成31年1月31日	Ⅱ-2	平成29年3月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	評価書の提出に伴う
平成31年1月31日	Ⅳ	(記載なし)	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年1月31日	評価実施機関における担当部署	②課長 佐々木 隆行	②課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和1年6月13日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	再評価に伴う記載の修正
令和1年6月13日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第2第27項	(削除)	事後	再評価に伴う記載の修正
令和4年10月28日	I-8	庄原市総務部収納課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1145	庄原市総務部収納課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1511	事後	評価書の提出に伴う
令和4年10月28日	Ⅱ-1	平成31年1月31日時点	令和4年9月30日時点	事後	評価書の提出に伴う
令和4年10月28日	Ⅱ-2	平成31年1月31日時点	令和4年9月30日時点	事後	評価書の提出に伴う
令和7年3月27日	I-3	別表第1第16項	別表第24項	事後	再評価に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-7	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Tel.0824-73-1111	庄原市総務部収納課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 Tel.0824-73-1511	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和7年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、リスクへの対策は十分である。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類は施錠管理を行っており、保存年限経過後、適切に廃棄している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和8年4月1日	I-5-①	庄原市 総務部 収納課	庄原市 市民部 税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I - 7	庄原市総務部税務課	庄原市市民部税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更
令和8年4月1日	I - 8	庄原市総務部税務課	庄原市市民部税務収納課	事後	組織機構の見直しに伴う部署名変更